

令和2年5月7日

市立各小・中学校
保護者各位

八戸市教育委員会
教育長 伊藤博章
(公印省略)

教育活動の再開等について

保護者の皆様には、長期にわたり、新型コロナウイルス感染症対策に向けた市内一斉臨時休業措置の対応について、御理解と御協力をいただきましたことに、心より感謝申し上げます。

さて、市教育委員会といたしましては、本市における直近2週間において、感染症の確認がされていないことや以下のガイドラインの内容を踏まえて、市立小中学校の教育活動を再開することとしました。

【文部科学省から示されている「臨時休業の実施に関するガイドライン」より】

- 地域内に感染者が判明した場合であっても、地域における感染経路がすべて判明していて、学校関係者とは接点が少ない場合などには、学校の臨時休業を実施する必要性は低い

ただし、依然として予断を許さない状況であることから、市教育委員会では、5月7日から31日までを、感染防止に関わる「要注意月間」とし、各学校には、諸活動の内容や方法の工夫など、感染症対策に向けた万全の準備をお願いしているところです。

つきましては、教育活動再開に向けて御理解いただくとともに、各御家庭においても、引き続き感染予防に努めてくださるよう御協力をお願いします。

記

1 要注意月間 5月7日(木)～31日(日)

- ・身体的距離を確保することを優先し、可能な限り「3つの密が重ならない」ようにする。
- ・優先度が低く、感染リスクが高い活動は、この期間は見合わせる。
- ・小学校スポーツ活動等や中学校部活動は自粛する。

2 今後の日程について

今後の授業や行事等については、各学校からのお便り等で確認してください。

3 感染予防について

各学校では、「要注意月間」の趣旨を踏まえ、登校時の健康状態の確認、授業や休み時間等における活動の工夫や「施設・設備の消毒」、「児童生徒への手洗い等の奨励」等に努めていきます。

4 児童生徒の心のケア等について

学校再開後に新型コロナウイルス感染症に伴う不安など、心理的なストレスを抱える児童生徒も考えられるため、各学校では、必要に応じて健康相談やスクールカウンセラー等による支援を行っています。また、新型コロナウイルス感染症に伴う偏見やいじめが生じないよう、児童生徒の人権に十分留意しながら教育活動を進めていきます。